

東京大学情報基盤センター 情報メディア教育研究部門
特任助教（特定短時間）又は特任研究員（特定短時間）募集要項

職名及び人数	特任助教又は特任研究員 若干名
契約期間	2026年4月1日～2027年3月31日
更新の有無	更新する場合があり得る。更新する場合は1年ごとに行う。ただし、更新回数は3回、在職できる期間は2030年3月31日を限度とし、以後更新しない。 更新は予算の状況、従事している業務の進捗状況、契約期間満了時の業務量、勤務成績、勤務態度、健康状況等を考慮の上判断する。
試用期間	採用された日から14日間
就業場所	東京都文京区弥生2-11-16 東京大学浅野キャンパス情報基盤センター 東京大学 情報基盤センター 情報メディア教育研究部門 変更の範囲：原則同一部局内
研究分野	ヒューマン・コンピュータ・インターラクション、VRの関連分野。
業務内容	JST創発的研究支援事業JPMJFR226N「身体融合錯覚による感覚運動体験の拡張」において、感覚運動インターフェース技術に関する研究に従事。 変更の範囲：業務上の必要により配置又は業務を変更することがある。
就業日・就業時間	週1～2日（勤務日は応相談）、1日6～7時間45分（勤務時間は応相談）。 ※時間外労働を命じることがある。
休日	土・日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）
休暇	年次有給休暇、特別休暇 等
賃金等	時給2,000～3,500円程度 ※資格、経験等に応じて決定する。 通勤手当（支給要件を満たした場合、原則55,000円／月まで）、超過勤務手当
加入保険	法令の定めにより健康保険（文科省共済）、厚生年金、雇用保険、労災保険に加入
応募資格	1) 博士の学位を有すること、又は着任までに取得見込みのこと 2) 業務の遂行に必要な日本語読解能力及び日本語によるコミュニケーション能力を有すること
提出書類	1) 東京大学統一履歴書（以下のURLからダウンロードし、作成すること） https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/jobs/r01.html 2) 研究歴、研究業績リスト（主要論文最大3編のコピーを添付のこと） 3) 今後の研究計画（A4版1ページ以内） 4) 応募者について意見を求めることができる方2名の氏名、役職、連絡先 5) 学生に対するセクハラ・性暴力等を原因とする過去の刑事罰、行政処分及び懲戒処分にかかる申告書 (以下のURLからダウンロードし、作成すること。) https://drive.google.com/file/d/1xt4NEn6fU11MzGa2A3MM0aYc14p7gaD/view
応募方法	下記の応募フォームからの電子ファイル提出でのみ受け付けております。 https://univtokyo.sharepoint.com/:f/t/Teams.jouhou-soumu.adm/IgAVTXWWS0jySLHB-f9yA_shAbhxknw-3N8TIuPEN-HNYCk

※全ての応募書類を圧縮して1つのZIPファイルにしていただか、まとめて1つのPDFにし、応募してください。

※必ず、応募フォームから応募願います。下記問い合わせ先のアドレスへのメール送付による直接応募は受け付けていません。

応 募 締 切 2026年1月8日（木）必着
問い合わせ先 〒277-0882 千葉県柏市柏の葉6-2-3 東京大学柏IIキャンパス情報基盤センター
東京大学情報システム部情報戦略課
担当：総務チーム 電話：04-7133-4658
電子メール：soumu-boshu[at]itc.u-tokyo.ac.jp ※[at]を@に変更してください。

募 集 者 名 称 国立大学法人東京大学
受動喫煙防止措置 敷地内禁煙（屋外に喫煙場所あり）

の状況

そ の 他

- 選考にあたり面接を行うことがあります。（対面かオンラインのいずれかで応相談）
- 面接時の交通費は支給されませんのでご了承願います。
- 応募書類をこの目的以外で利用することはできません。
取得した個人情報を、本人事選考以外の目的に利用することはできません。
- 当センターは多様な分野、バックグラウンドを持つ人材が集まる場となること、当センターひいては情報学分野で活躍する女性研究者を増やすこと、将来関連分野の研究者となる女性若手人材育成へ貢献することを目指しています。
この度の募集でも女性研究者の応募を歓迎します。

東京大学には女性研究者支援や育児支援の制度があり、2022年8月にはダイバーシティ&インクルージョン（D&I）宣言を制定しています。

➢男女共同参画室 <https://www.u-tokyo.ac.jp/kyodo-sankaku/ja/index.html>

➢女性研究者支援
<https://www.u-tokyo.ac.jp/kyodo-sankaku/ja/activities/index.html>

➢育児支援 <https://www.u-tokyo.ac.jp/kyodo-sankaku/ja/activities/wlb.html>

➢D&I宣言 https://www.u-tokyo.ac.jp/kyodo-sankaku/ja/news/news2022_08.html

- 採用時点で、外国法人、外国政府等と個人として契約している場合や、外国政府等から金銭その他の重大な利益を得ている場合、外為法の定めにより、一定の技術の共有が制限され、結果として本学教職員としての職務の達成が困難となる可能性があります。
このような場合、当該契約・利益については、職務に必要な技術の共有に支障のない範囲に留める必要があります。